

現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用**I. 現場代理人の兼任について**

福岡市の発注する工事において、次の(1)、(2)を満たす場合は、工事請負契約書の第10条第3項を適用し、現場代理人は常駐を要しないこととして、他の工事現場への兼任が認められるものとします。

なお、“対象外”とする場合の取り扱い等については(3)の通りとします。

第10条(現場代理人、主任技術者等及び専門技術者) 抜粋

第3項 発注者は、前項の規定にかかわらず、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる

(1) 兼任できる件数

2件

補足:福岡市発注の工事に限らず、
民間や他の地方自治体等が発注する工事も含んだ工事現場の件数とします

(2) 契約金額

4千5百万円(建築一式工事は、9千万円)以上の工事は、下記の期間に限り兼任が認められる(常駐を要しない)ものとします。

- ① 契約締結後から現場施工に着手するまでの期間
(現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

なお、4千5百万円(建築一式工事は、9千万円)未満の工事は、期間による制限はなく、上記以外の期間であっても兼任は認められます。

補足 金額の基準:“専任”の監理技術者等を要する金額要件を準用
期間の基準:監理技術者等の“専任期間”を準用

(3) その他

発注課は工事内容等により、兼任が難しい施工条件等の場合は、本運用の対象外として取り扱い、“常駐が必要な工事”として特記仕様書等へ表記し発注することとします。

対象外とする工事の例

- ・ 24 時間体制で対応が必要な工事
- ・ 離島などで、他の工事現場との兼任が難しいと判断される工事

2. 主任技術者又は監理技術者の兼任について

建設業法等の改正（令和6年12月13日施行）に伴い、これまでの専任緩和の内容に加え、新たに技術者の専任を緩和する内容が追加されました。

詳細は「監理技術者制度運用マニュアル（国交省）令和7年1月28日改正（以下、マニュアル）」を活用し、以下の留意事項と合わせ監督員は確認することとします。

【 留意事項 】

(1) 専任特例1号（マニュアル(p.12～13)参照）

- ① 監督員は、受注者の“下請け次数が3以下”であるかの確認方法は、自ら CCUS で確認することを基本とします。
- ② 受注者の作成する、「人員配置の計画書」は、“工事現場毎に備え置くこと”とされているため基本的に提出は求めず、現場へ赴いた際に監督員は内容を確認することとします。
また、記載事項の誤り等に気が付いた際は、その都度受注者へ助言することとします。

(2) 専任特例2号（マニュアル(p.13～14)参照）

（※旧：特例監理技術者制度のことであり、内容に変更はありません）

監理技術者制度運用マニュアル（国交省）R7.1.28 改正（p.14）抜粋

兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする

マニュアルに記載の“兼務できる工事現場の範囲”は、以下の通りとします。

○兼務できる工事現場の範囲

それぞれの工事現場が、福岡市内又は隣接する市町村の区域内の工事、
かつ当初請負金額が3億円未満の工事

※ただし、以下は除きます。

- ・ 24 時間体制での応急処理工
- ・ 緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）
- ・ その他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事

(3) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について（マニュアル(p.8～10)参照）

マニュアルに記載の確認方法だけでなく“有効期限前の健康保険被保険者証”も、確認書類として認められます。

また、入札に際して「配置予定技術者調書」の提出を受けた時、制限付一般競争入札による場合にあっては財政局契約課で行い、指名競争入札及び随意契約による場合にあっては、工事担当課で確認を行ってください。

補足：国不建技第 120 号 R6.12.2 付、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
「監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について」より

3. 営業所技術者等の兼務について (※営業所専任の技術者から名称が変わっています)

建設業法等の改正(令和6年12月13日施行)に伴い、これまでの内容に加えて、新たに専任の監理技術者等の職務を兼ねることができる内容が追加されました。詳細はマニュアル(p.5~6)を活用し、以下の留意事項と合わせ監督員は確認することとします。

【 留意事項 】

(1) 主任技術者又は監理技術者を“専任”で配置する必要がある建設工事

- ① 監督員は、受注者の“下請け次数が3以下”であるかの確認方法は、自ら CCUS で確認することを基本とします。
- ② 受注者の作成する、「人員配置の計画書」は、“工事現場毎に備え置くこと”とされているため基本的に提出は求めず、現場へ赴いた際に監督員は内容を確認することとします。
また、記載事項の誤り等に気が付いた際は、その都度受注者へ助言することとします。

(2) 主任技術者又は監理技術者を“専任で配置する必要がない”建設工事で 営業所と工事現場が近接している場合

(※以前からの緩和制度であり、③の金額のみ変更しています。)

- ① 近接の取り扱い
福岡市が発注する工事は、工事場所が福岡市内又は福岡市に隣接する市町村の区域内のため、契約を締結する営業所の所在地が、福岡市内又は福岡市に隣接する市町村であれば“近接”として扱います。
- ② 営業所の業務と兼ねることができる工事現場の件数
1 件
- ③ 配置を認める工事金額
予定価格が3,700万円(建築一式工事である場合にあっては、7,500万円)
以下の工事。

(3) 主任技術者又は監理技術者を“専任で配置する必要がない”建設工事

(2) 以外の(営業所と工事現場が近接していない)場合

上記(1)の①、② 及び(2)の③ を確認することとします。